

豊中市チャレンジ支援事業（アントレプレナーシップ養成）運営業務委託

業 務 仕 様 書

1. 業務概要

(1) 事業の目的

本事業は、若い世代の起業家マインドの養成及び、具体的なプランをもつ大学生等の起業実現の支援などを通じてスタートアップ創出に向けた人材育成を実施し、豊中市新・産業振興ビジョンに掲げる基本方針「地域経済の好循環をつくる」「まちに活力とにぎわいを生み出す」の取組みの促進を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

①アントレプレナーシップ養成セミナー・ワークショップ等の実施

- ・大学生等を対象に、起業家マインドを養成するセミナーや、社会課題解決・ビジネスアイデア創出につながるワークショップ等を複数回実施すること。
- ・企画の実施においては、豊中市内・近隣に所在する大学等との連携を図ること。
- ・提案については、セミナーやワークショップ等を通じて、以下の(ア)と(イ)につながる企画とすること。

(ア) 起業家との交流機会の創出

(イ) 「将来の選択肢のひとつとして、起業・スタートアップがある」という意識の醸成

- ・セミナー、ワークショップ等を実施する場合には、会場の確保、申込みの受け付けや問い合わせ対応、司会進行、資料の作成・印刷、講師との調整などを行うこと。
- ・企画参加者のうち、起業プランを有し、起業を希望する者に対しては、とよなか起業・チャレンジセンター、公益財団法人大阪産業局等の関係機関を紹介するなど、起業へ向けた助言を行うこと。
- ・企画参加者にヒアリングを行い、その結果を事業運営に反映させること。
- ・主にオフラインによる開催とし、オンラインの活用については、提案事項とする。
- ・その他、アントレプレナーシップ養成につながる効果的な取組みがある場合は、提案事項とする。

②当市における起業・スタートアップ施策案の検討

- ・企画参加者等へのヒアリングや、当市の事業者・起業家を取り巻く地域特性も踏まえ、当市において効果的な起業・スタートアップ支援施策案を検討し提案すること。

③情報発信

- ・事業を効果的に周知するための広報を企画・提案すること。
- ・広報に必要な取材及び取材先との調整、原稿文章の作成、写真撮影から広報全体のデザイン・編集・レイアウト、校正、印刷及び納品まで一貫して行うこと。
- ・参加者へのフィードバックとともにさらなる参加を促すため、また適切な情報を適宜発信するため、情報発信用 WEB サイトを制作・運営すること。

④報告等

- ・契約締結後、速やかに事業計画及び事業実施体制図を提出すること。
- ・①の業務についての報告は、随時行うこと。その他、市が求める場合には、随時報告に応じること。
- ・市が求める場合には、報告する項目・様式等について変更・修正すること。
- ・事業完了時は、速やかに業務完了報告書を提出し、本事業に係る成果物をデータにて納品すること。

⑤事業期間

- ・契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで

2. 留意事項

(1) 守秘義務

受注者が本業務の遂行上知り得た情報は、本業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された場合も同様とする。

(2) 個人情報の保護

- ①受注者が本業務の遂行上知り得た個人情報については、受注者の責任において、厳重に管理するとともに、他の目的への転用等を行わないこと。本業務の契約が終了し、または解除された場合も同様とする。
- ②受注者は事業実施にあたり、収集する個人情報について、市に情報提供することを当事者に事前に説明し、同意を得ること。
- ③事業実施にあたり収集した個人情報は、市に帰属するものとし、市の指示に従い、情報提供を行うこと。

(3) 一括再委託等の禁止

- ①受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。
- ②受注者は、コピー、印刷製本、デザイン、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、豊中市の承諾を必要としない。
- ③受注者は、上記①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により豊中市の承諾を得なければならない。また、人材派遣会社よりスタッフの派遣を受ける場合も同様とする。
(ア)受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、豊中市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置期間中の者、豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）及び豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日実施）に基づく入札参加除外措置を受けている者であってはならない。
(イ)受注者は、業務を再委託に付する場合は、上記(1)及び(2)の事項について、再委託の相手方に遵守させなければならない。

(4) 損害賠償責任

受注者が本業務の実施に際し、市又は第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(5) 損害措置

本業務の実施により、第三者に与えた損害は、市に起因するものを除き、全て受注者の責任として対応すること。

(6) 法令遵守

本業務の実施にあたっては、適用を受ける法律、政令、省令、告示、条例、規則等を遵守し、適法に業務の実施をするよう対処しなければならない。

(7) 著作権

本業務で作成された成果物の著作権は、市に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に

受注者が所有している著作権、外部から提供されているコンテンツに係る著作権については、この限りではない。

3. その他

- ・業務を遂行するにあたり、市と緊密に連絡を取りながら進めること。
- ・業務遂行上、疑義が生じた場合は、市と協議を踏まえて必要な事項を決定するものとする。